通知書番号	
保険者番号	

練馬区長　印

	更正前	更正後	増減
決定保険料	円	円	円

※ 賦課明細は次頁のとおり。

（単位：円）

普　通　徴　収　　期　別　納　付　額

期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
第１期					
第２期					
第３期					
第４期					
第５期					
第６期					
第７期					
第８期					
第９期					
第10期					

従来の"●月納期分"から"第●期"に標記が変わりました。

（単位：円）

特　別　徴　収　　月　別　納　付　額

月別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
４月					
６月					
８月					
10月					
12月					
２月					

金融機関名
口座種別
振替区分
口座番号
口座名義人
様

納組コード
納組名称

保険料納付方法等	
徴収方法	
納付義務者	
生年月日	
性別	
住所	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	

更正事由

異動年月日	届出年月日	理由	氏　名

加入・脱退・減額など、保険料に影響を及ぼす変更理由が記載されます。

1　この決定[illegible]に、東京都国民健康保険審査会（東京都[illegible]ら起算して３か月以内であっても、この[illegible]

2　上記１の[illegible]た日の翌日から起算して６か月以内に、[illegible]取消しの訴えを提起することができます[illegible]該裁決の日の翌日から起算して１年を経[illegible]③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する議決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

＜お問い合わせ先＞
〒176-8501
東京都練馬区豊玉北６－12－１（本庁舎３階）
区民部国保年金課こくほ資格係
電話　03－5984－4554

通知書番号		保険証番号	

国民健康保険料決定の明細

（単位：円）

	賦課明細		更正前	更正後	増減
医療分	所得割額	基礎額			
		×			
	資産割額	基礎額	0	0	0
		× 0.0000	0	0	0
	均等割額	被保数	人	人	人
		× 円			
	平等割額		0	0	0
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額	0	0	0
	限度超過額				
	年間保険料				
	増減調整額				
	条例減免額				
	減免額				
	（A） 医療分保険料額				
支援金分	所得割額	基礎額			
		×			
	資産割額	基礎額	0	0	0
		× 0.0000	0	0	0
	均等割額	被保数	人	人	人
		× 円			
	平等割額		0	0	0
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額	0	0	0
	限度超過額				
	年間保険料				
	増減調整額				
	条例減免額				
	減免額				
	（B） 支援金分保険料額				
介護分	所得割額	基礎額			
		×			
	資産割額	基礎額	0	0	0
		× 0.0000	0	0	0
	均等割額	被保数	人	人	人
		× 円			
	平等割額		0	0	0
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額	0	0	0
	限度超過額				
	年間保険料				
	増減調整額				
	減免額				
	（C） 介護分保険料額				
子ども分	所得割額	基礎額			
		×			
	資産割額	基礎額	0	0	0
		× 0.0000	0	0	0
	均等割額	被保数	人	人	人
		× 円			
	平等割額		0	0	0
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険料				
	増減調整額				
	条例減免額				
	減免額				
	（D） 子ども分保険料額				
決定保険料額（A）＋（B）＋（C）＋（D）					

保険料額は世帯の国保加入者全員分です。個人別の内訳ではありません。